



学校図書館の充実を!

学校図書館はすべての学校に設置することが「学校図書館法」で義務づけられています。しかし、文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率(図1)や学校司書の配置率(図2・図3)をみると、学校図書館の整備はまだまだ不十分な状況にあります。(文部科学省調査より)



2022年度から第6次「学校図書館整備等 5か年計画が実施されています。この施策を実 効あるものにするには、各自治体に地方財政措 置で算定された図書予算を、そのまま図書購入 費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがな く、整備計画の対象になっていないため、図書 整備費の措置がありません。整備計画に高校、 特別支援学校も含めることを要望します。

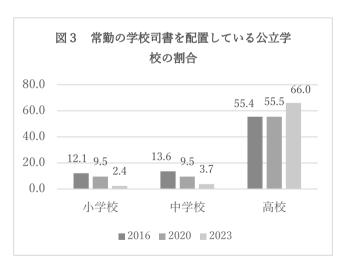
専任・専門・正規の学校司書を!

2014年に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。

小中学校の多くは非常勤、複数校兼務の司書配置にとどまっており、高校でも約3割は配置がなく、子どもたちの読書や授業支援に十分な対応ができない状況にあります。学校図書館が十分に機能を果たすには、専任・専門・正規の学校司書が必要です。







全日本教職員組合(03-5211-0123)

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館

